

事 務 連 絡
令和4年9月28日

建設業者団体 各位

国土交通省 不動産・建設経済局
建設市場整備課

女性建設労働者のための作業員施設の整備促進に向けた
建設関係助成金の周知について(依頼)

平素より国土交通行政にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、建設業においては、女性建設労働者の入職や定着の促進が課題となっており、作業方法や安全対策への配慮のほか、男女別のトイレ、更衣室等の施設設備など、女性が働きやすい就労環境を整備していくことが重要です。

このため、厚生労働省において、工事現場で作業等を行う女性建設労働者の就労環境を改善するため、人材確保等支援助成金の作業員宿舍等設置助成コースにおいて、女性専用の便所や更衣室、シャワー室、浴室を整備する中小建設事業主(元方の中小建設事業主に限る。)に対する支援を行っているところであり、今般、改めて厚生労働省から周知方依頼がありましたので、別添のとおり、本コースの制度概要をまとめたリーフレットを送付します。貴団体傘下の建設事業主団体に対して周知をしていただくとともに、女性専用作業員施設の整備においては、本助成金の活用をご検討くださいますようお願いいたします。

〈助成金に関するお問い合わせ先〉
厚生労働省職業安定局
雇用開発企画課建設・港湾対策室
建設労働係
TEL 03-3502-6777

女性労働者の職場環境の改善を行う事業主を支援します

人材確保等支援助成金のご案内 作業員宿舎等設置助成コース（建設分野） 女性専用作業員施設設置経費助成



助成金名

人材確保等支援助成金：作業員宿舎等設置助成コース（建設分野）
女性専用作業員施設設置経費助成

受給対象

中小元方建設事業主（「建設の事業」の雇用保険率が適用される事業主に限る。）

対象事業

中小元方建設事業主が施工管理を行う工事現場で作業等を行う**女性の建設労働者専用の作業員施設を賃借する事業**

＜対象となる作業員施設の種類＞

便所、更衣室、シャワー室、浴室



※実施計画を策定し、計画に従って事業を実施することが必要です。

※建設工事現場に設置され、移動が可能な施設であるほか、建設基準法の基準を満たし、施設の種類ごとに助成基準（裏面参照）を満たす必要があります。

※賃借人の配偶者や親族が所有する施設、法人の役員の所有する施設は助成対象外です。

※男性の建設労働者に対しても同様の施設を整備する必要があります。

※1建設現場につき、同一種類の施設は1施設のみが助成対象です。

※施設の利用について、労働者から利用料金を徴収してはなりません。

助成額

助成額 = 対象経費 × 助成率

＜対象経費・対象外経費＞

対象経費	対象外経費
- 作業員施設の本体に係る賃借料 - 資機材の搬入に係る運搬費 - 施設の設置、備え付け又は組立に係る工事費 - 施設の設置基礎、付帯施設に係る工事費 - 施設内の備え付けの備品費（賃借の場合に限る。対象備品は裏面参照。）	- 権利金、敷金、礼金、補償金その他これに類するもの - 資機材の搬出に係る運搬費 - 維持管理費、返却時の欠損費用、撤去費、光熱水費、管理費、共益費、駐車場代

＜支給対象月及び期間＞

1か月以上12か月以下（女性の建設労働者の就労日数が10日に満たない月については助成対象外）

＜助成率＞

3／5（生産性要件（裏面参照）を満たす場合は**3／4**）

＜上限額＞

1事業年度あたり60万円が上限



ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

都道府県労働局

手続き

計画届の提出（2週間前まで）

- ・事業実施しようとする日の2週間前までに「計画届」を、管轄する労働局に提出してください。

事業の実施

事業の終了

支給申請書の提出（事業終了月に応じた期日まで）

- ・下の表に記載の、事業の終了した日の属する月と、対応する提出期間にあわせて、「支給申請書」を、管轄する労働局に提出してください。

事業終了月	提出期間
4月、5月、6月	7月1日から8月末日まで
7月、8月、9月	10月1日から11月末日まで
10月、11月、12月	翌年の1月1日から2月末日まで
1月、2月、3月	3月1日から5月末日まで

助成金の支給

<対象施設の種類ごとの設置基準>

種類	設置基準
更衣室	・ロッカーを設けること ・床は、土のままとせず板張り、コンクリート等の構造とすること ・床面積が8㎡以上であること
浴室	・清浄な水又は上がり湯を備えること ・脱衣場を設けること
便所	・便池は、汚物が土中に浸透しない構造とすること ・流出する清浄な水によって手を洗う設備を設けること ・鏡付き化粧台、荷物置きを設けること
シャワー室	・シャワーヘッドごとに仕切りを設けること ・脱衣場を設けること

・施設入口のドアに女性専用施設である旨明示され、またドアに施錠機能があること

<対象となる備品等>

種類	屋内上下水道、ガス配管工事費	屋内電気配線工事費	冷暖房設備（原則、固定）	くつ・雨具等の収納設備	湯沸器	洗面台	畳、カーペット、カーテン
更衣室		○	○	○		○	○
浴室	○	○			○		
便所	○	○				○	
シャワー室	○	○			○		

<生産性要件>

助成金の支給申請を行う直近の会計年度における「生産性」が、下記のいずれかに該当すること

- ・その3年度前に比べて6%以上伸びていること
- ・その3年度前に比べて1%以上（6%未満）伸びており、金融機関から一定の「事業性評価」を受けていること

$$\text{生産性} = \frac{\text{営業利益} + \text{人件費} + \text{減価償却費} + \text{動産・不動産賃借料} + \text{租税公課}}{\text{雇用保険被保険者数}}$$

詳しくは、厚生労働省または都道府県労働局のホームページをご覧ください。各種申請書のダウンロードも可能です。

建設事業主等に対する助成金 厚生労働省

検索

